
税理士 無料公開講座シリーズ

Season 2

～ テーマ ～

『簿記から観る税理士』

ー簿記知識は難関国家資格の基本です！ー

TAC税理士講座

平成21年7月4日

担当：木村達生



資格の学校

TAC

－Contents－

1	はじめに ～プロローグ～	1
2	簿記の機能	2
3	制度目的と職業会計人の業務	3
4	所得金額と税額の算定方法	5

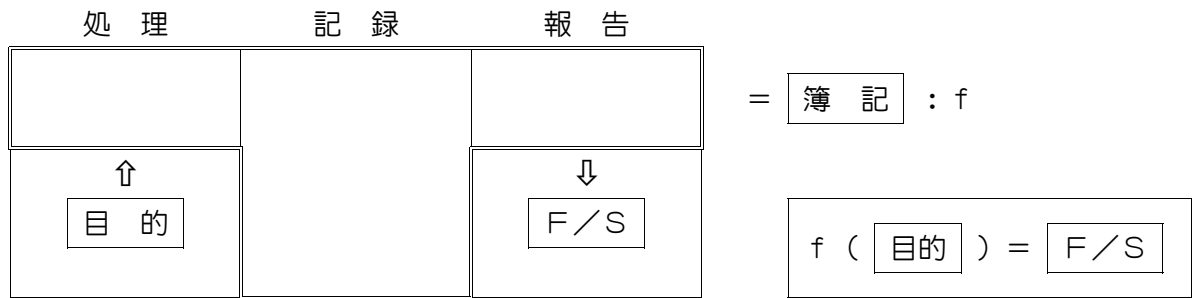
◆ 今回のテーマについて

「税理士は税務を担う法律家」、「公認会計士は会計の専門家」のイメージを持たれている方がたくさんおられるのではないのでしょうか。

ところで、両資格の根幹部分はともに簿記にあり、これが磐石でないとそれぞれ本来業務を行えません。

そこで当講座では、両業務と簿記の関係及び税額決定のプロセスをわかりやすくお伝えしてまいります。

◆ 簿記の機能



<メ モ>

◆ 1 税理士業務～申告業務（…F／S作成に深く関与）

税理士は、納税者の納税義務が適正に実現されるための業務を行うと同時に、国の財政等に直接関係する業務を行っており、社会的に重要な職業です。さらに、その業務内容は、従来からの税務業務や会計業務にとどまらず、経営コンサルティングや国際税務など多岐にわたっています。

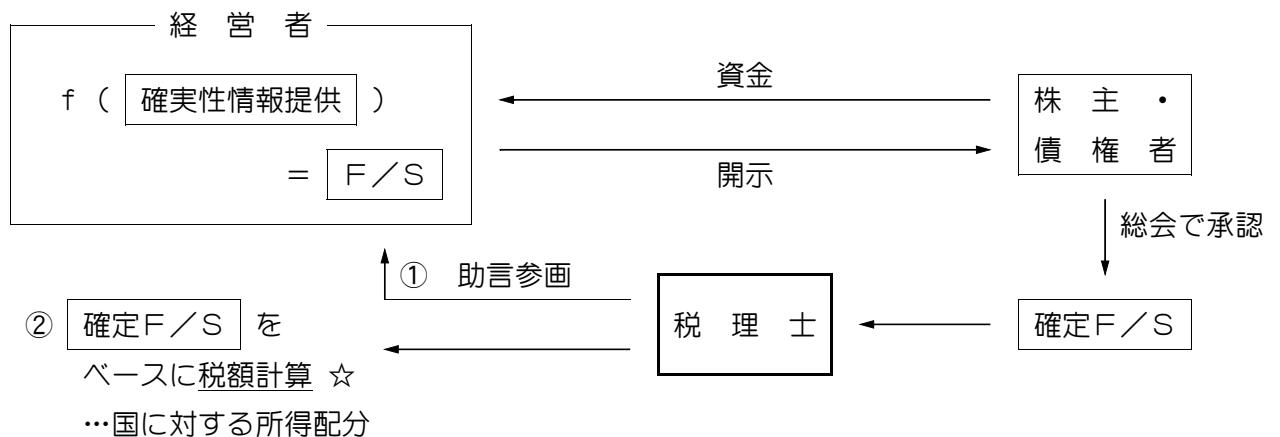
税務業務とは、税理士法で定められた独占業務であり、「税務書類の作成」、「税務代理」及び「税務相談」の3つがあります。これらの業務は税理士以外が行うことは出来ません。

税務書類の作成とは、税務官公署に提出する申告書、申請書、請求書などを税理士自らの責任と判断において作成することをいいます。

税務代理とは、税に関する法令に基づき、税務官公署に対して、申告、申請、請求などを納税者に代わって行うこといいます。

税務相談とは、具体的事例に基づき、所得金額や税額などの相談に応じることをいいます。

<税理士の位置付け>



☆ 確定F／Sによる **利益** ⇔ 課税の公平に基づく利益 (⇒ **所得**)

↓

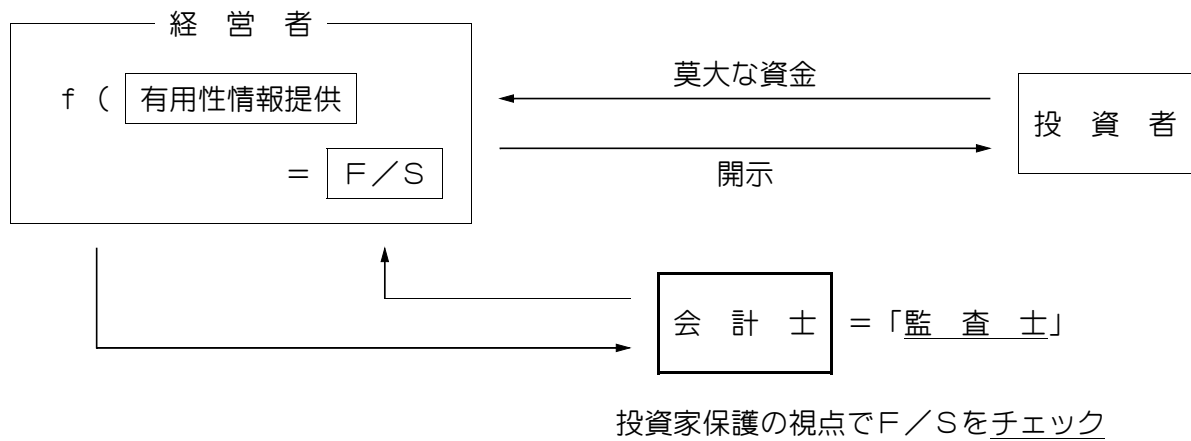
概ねイコール・ズれている部分のみ別の表で調整 ⇒ **4** へ

< **確定F／S** に変更なし >

◆2 公認会計士業務～監査業務（…F／S作成不可）

公認会計士にも独占業務があります。それは、**監査業務**（企業が作成した財務書類の内容が適正に表示されているかを第三者としてチェックすること）です。監査業務は、監査法人に所属し複数の会計士で上場企業等の大規模な会社を相手に行います。そこでは管理会計（原価計算）・監査論・会社法等の知識が必須となります。

<公認会計士の位置付け>



<メモ>

4

所得金額と税額の算定方法

◆ 1 別表 4

摘 要		金 額	
当 期 利 益 の 額		① 円	⇐税引後当期純利益
加 算	損 金 計 上 納 税 充 当 金 損 金 計 上 法 人 税 損 金 計 上 住 民 税 損 金 計 上 住 民 税 利 子 割 額 減 価 償 却 超 過 額 役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額 交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額 売 上 高 計 上 も れ ：	(益 金 算 入) 及び (損 金 不 算 入)	
	小 計	②	
減 算	納 税 充 当 金 支 出 事 業 税 等 受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 仮 払 寄 附 金 認 定 損 売 上 原 価 計 上 も れ 収 用 等 の 所 得 の 特 別 控 除 額 ：	(益 金 不 算 入) 及び (損 金 算 入)	
	小 計	③	
仮 計		④	⇐①+②-③
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額		(加 算)	} ⑤
法 人 税 額 控 除 所 得 税 額		(加 算)	
控 除 対 象 外 国 法 人 税 額		(加 算)	
合 計		⑥	⇐④+⑤
総 計		(同 上)	
差 引 計		(同 上)	
欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額		△ (減 算) ⑦	
所 得 金 額		⑥-⑦	⇒ 別表 1 の冒頭へ

◆2 別表1

摘 要			金 額
所 得 金 額			円
同 上 の 内 訳	年 800万 円 相 当 額 (千円未満切捨)	①	
	年 800万 円 超 過 額 (千円未満切捨)	②	
税 額 の 計 算	① × 22%		イ
	② × 30%		ロ
	法 人 税 額		イ + ロ
試 験 研 究 費 の 特 別 控 除 額 エ ネ ル ギ ー の 特 別 控 除 額 特 定 機 械 装 置 等 の 特 別 控 除 額 事 業 基 盤 強 化 設 備 の 特 別 控 除 額 情 報 基 盤 強 化 設 備 等 の 特 別 控 除 額			《 控 除 》
差 引 法 人 税 額			
リ ー ス 税 額 控 除 取 戻 税 額			《 加 算 》
課 税 留 保 金 額 に 対 す る 税 額			《 加 算 》
法 人 税 額 計			
控 除 所 得 税 額 控 除 外 国 税 額			《 控 除 》
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額 (百円未満切捨)			
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額			《 控 除 》
差 引 確 定 法 人 税 額			

←別表4最終値 より

----→ 所得の区分

----→ 法人税額の特別控除額

----→ 特別税額

----→ 控除税額